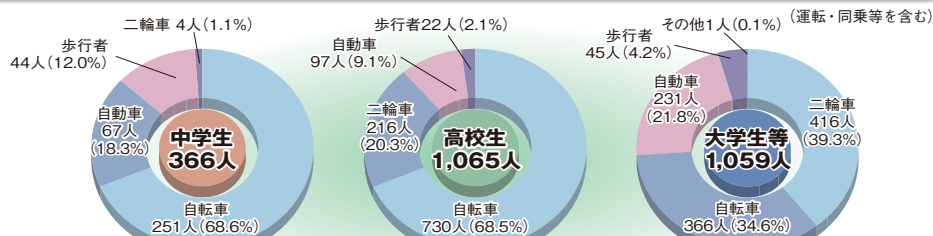


中学生・高校生等の状態別交通事故の特徴

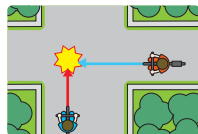


大阪府警察調べ (令和3年中)

このような交通事故が起きています！

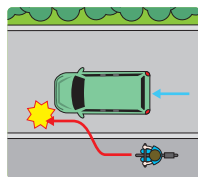
例1 自転車同士の出会い頭の事故

交差点に進出した自転車同士が出合い頭に衝突した事故。
交差点に進出する時は一度止まって安全確認をしましょう。



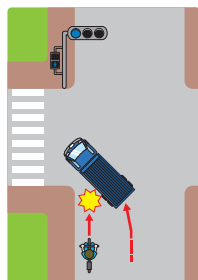
例2 車道進入時の事故

歩道を走行していた自転車が車道に進出した際、後方から来た車と衝突する事故。
車道に出るときは、後方の安全確認をしましょう。



例3 交差点での巻き込み事故

自転車が車の死角に入ってしまったため、車の運転者が自転車に気付かず、左折時に自転車を巻き込んだ事故。
「車の運転者は自分に気付いていないかもしれない」と危険を予測し、周りの車の動きに注意しましょう。



自転車で交通事故を起こしたら...

けが人があれば救護し、危険を防止する措置を取った後、直ちに最寄りの警察に届けましょう



110番

大阪府自転車条例施行

自転車保険の加入が義務化されています

歩道を歩いていた歩行者に自転車が衝突



事故の内容

〈事故の内容〉
加害者A君(15歳)が夕暮れ時に歩道を無灯火で自転車を運転中、交差点の信号が青色であることに気が取られ、前方から歩いてくる被害者Bさん(62歳)に直前まで気付かず、正面衝突しました。Bさんは倒れ、頭部を強打(脳幹出血)し、数日後に亡くなりました。

(大阪地裁平成19年7月判決)

加害者A君とその保護者に対して、3,000万円の賠償金と保護者の監督義務責任を求める訴訟を起こしました。裁判所は、保護者の監督義務責任は認めませんでした。事故の発生については、A君の過失を認め、原告に対してA君側が3,000万円を支払う判決を下しました。

3,000万円の賠償責任

自転車事故を補償する保険に加入しましょう

1年に1度は、自転車安全整備店で点検・整備を受けましょう

◆自転車安全整備店で点検・整備を受けると「TSマーク」を貼ってもらえます。
◆「TSマーク」には、点検日から1年間有効な賠償責任・傷害保険がついています。

(詳しくはお近くの自転車安全整備店で)

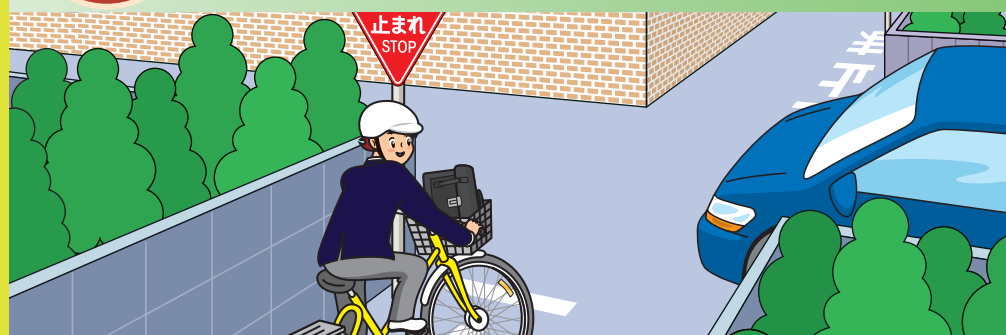


自転車安全整備店の看板 青色TSマーク 赤色TSマーク

交通安全テキスト

4

学生・生徒 ~自転車~



自転車安全利用五則を守りましょう！

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は例外として(ア)~(ウ)の場合は歩道を通行することができます



(ア)自転車歩道通行可の標識がある場合
(イ)自転車運転者が「13歳未満の子供」「70歳以上の高齢者」「身体の不自由な人」の場合
(ウ)道路工事をしていたり、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行することができない場合

路側帯の通行方法 (路側帯とは道路の端の白い線で区切られた部分)



② 車道は左側を通行



③ 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行

・いつでも止まれるスピードで車道寄りを通行しましょう。



④ 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑤ 子どもはヘルメットを着用



LINE

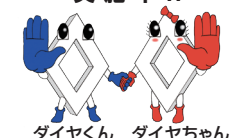
交通安全情報発信中！

LINE・YouTube で交通安全に関する情報を発信しています。QRコードを読み込んで、是非登録してください。



YouTube

横断歩道ハンドサイン運動実施中！！



ダイヤくん ダイヤちゃん

大阪府警察・(一財)大阪府交通安全協会
(大阪府交通安全活動推進センター)

「ながら運転」は交通事故の原因となり大変危険です！ 絶対にやめましょう！

携帯電話等を使用しながら…

【運転者の遵守事項】
道路交通法 第71条第6号
大阪府道路交通規則 第13条第3号

罰則：5万円
以下の罰金

携帯電話を手で持って通話したり、表示されたメール等の画面を注視しながら自転車を運転することは禁止されています。

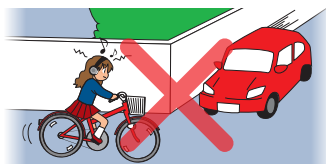


大音量で音楽等を聴きながら…

【運転者の遵守事項】
道路交通法 第71条第6号
大阪府道路交通規則 第13条第5号

罰則：5万円
以下の罰金

ヘッドホンステレオ等を使用して大音量で音楽等を聴きながら自転車を運転することは禁止されています。



傘(かさ)をさしながら…

【運転者の遵守事項】
道路交通法 第71条第6号
大阪府道路交通規則 第13条第2号

罰則：5万円
以下の罰金

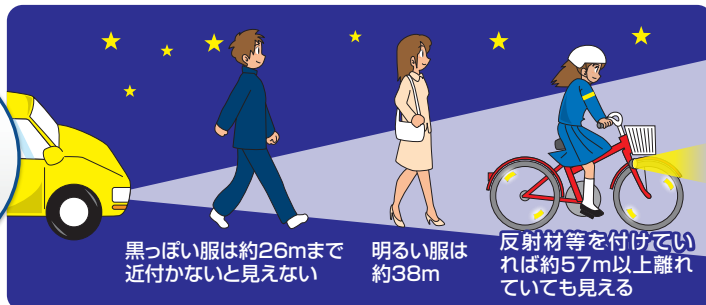
傘(かさ)をさして自転車を運転することは、視野を妨げたりバランスを崩すおそれがあるため禁止されています。雨の日はレインコート(カッパ)を着用しましょう。



夕暮れ・夜間の外出は目立つ工夫を！

夜間の歩行者や自転車は、運転者からは大変見えにくい存在です。
ライトや反射材等を活用して自らの存在をアピールしてください。

服装による 見え方の違い



ライトや反射材を活用し、夕暮れ・夜間の交通事故を防ぎましょう

自転車で違反を繰り返すと講習を受けなければなりません

自転車運転者講習制度

14歳以上が対象

※公安委員会が講習の受講を命じる

一定の危険な違反行為をして

3年以内に**2回以上**

検挙され又は交通事故を起こした

悪質自転車運転者

自転車講習を受講

■講習時間：3時間 ■手数料：6,000円

※受講命令に従わない場合

5万円以下の罰金

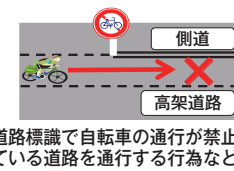


自転車運転者講習制度の対象となる危険行為

1 信号無視



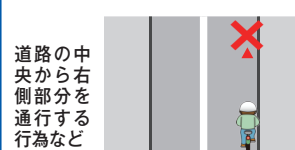
2 通行禁止違反



3 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)



4 通行区分違反



5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害



6 遮断踏切立入り



7 交差点安全進行義務違反等



8 交差点優先車妨害等



9 環状交差点安全進行義務違反等



10 指定場所一時不停止等



11 歩道通行時の通行方法違反



12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転



13 酒酔い運転



14 安全運転義務違反



15 妨害運転

